

本編 I

I. はじめに

- 平成12年に施行された介護保険制度は、徐々に社会に定着してきており、サービス供給も概ね順調に推移している。平成15年5月から社会保障審議会介護保険部会において、介護保険法附則第2条の規定を踏まえた介護保険制度全般に関する審議が重ねられ、昨年7月には『介護保険制度の見直しに関する意見』が報告されたところである。この報告をひとつの契機として、広範な議論が進んできている。
- また、『介護保険制度の見直しに関する意見』においては、「利用者によるサービスの選択を実効あるものとする観点から、全ての介護サービス事業所を対象として、当該事業所が現に行っている事柄（事実）を第三者が客観的に調査・確認し、その結果の全てを定期的に開示する仕組みの導入とそのための開示情報の標準化を進める必要がある。」と指摘されている。
- さらに、本年2月に国会に提出された介護保険法等の一部を改正する法律案においては、「情報開示の標準化」について、「介護サービス情報の公表」として位置付けられ、制度化に向けた準備が開始された。
- 介護保険の利用者は要介護高齢者等であり、利用するサービスの情報の入手において事業者と対等な立場に立つことが困難である。また、利用者が個々人の状態像に応じて効果的なサービスを適切に利用できない場合、その心身及び生活の機能が低下するおそれがあることが指摘されている。従って、介護サ

サービスの利用に当たっては、介護サービスに係る事前の情報収集及び介護サービス事業所の比較検討が可能となるような環境整備が極めて重要である。

- また、近年の情報公開法における開示請求権や企業等の社会的責任についての議論をみれば、介護保険制度の下で指定を受けた事業者についても、被保険者（この場合納税者たる国民も含む）に対し、その求めに応じて、サービス提供に係る諸状況を具体的に説明する責務（説明責任）が生じるものと考えられる。高齢社会における国民の介護問題への関心の高まり、前述のような利用者の情報入手の困難性を考慮すれば、開示請求に基づく情報開示にとどまらず、介護サービス事業所に関する情報が広く国民に公表されることは、国民一人ひとりがこれを吟味した上で、適切な選択を可能とするものであり、国民の信頼にもつながるものと考えられる。
- 介護保険制度は、「事前規制から事後規制へ」という『規制改革』の大きな流れの中で、様々なサービス提供主体の参入を認め、利用者の適切な選択と介護サービス事業所間の競争によりサービスの質を確保する仕組みを導入した。公的財源で支えられる市場における規制改革の先導的なケースとして市場原理を適正に機能させるためには、利用者の選択を実効性のあるものとすることが求められている。
- 本調査研究委員会は、介護保険制度の基本理念である「利用者本位」、「高齢者の自立支援」、「利用者による選択（自己決定）」を現実のサービス利用において保障するための方策を

検討することを目的に設置され、平成15年度に「利用者による介護サービス（事業者）の適切な選択に資する情報開示の標準化について 中間報告書」（以下、「中間報告書」という。）を取りまとめ、介護サービスの「情報開示の標準化」という新しい仕組みの構築を提案した。

- 平成16年度の調査研究に当たっては、全国的な規模で2度にわたるモデル事業を実施し、「中間報告書」の内容を検証するとともに、その検証結果等を踏まえながら、「介護サービス情報の公表」の趣旨・目的、実施体制、実施方法、事業所情報公表項目、費用負担のあり方、公表情報の内容、調査員要件、調査員養成研修カリキュラム等具体的な内容等について制度化を前提とした検討を行い、本報告書を取りまとめた。

II. 「介護サービス情報の公表」の趣旨・目的

(「介護サービス情報の公表」への期待)

- 介護保険制度において「介護サービス情報の公表」の仕組みを導入する趣旨・目的は、介護サービス事業所自らの責任において情報を公表し、利用者がその公表された情報を活用しながら自らの責任において主体的に介護サービス事業所を選択するための環境整備を行うことである。
- 介護保険制度におけるサービス提供主体については、主体規制の原則撤廃により営利法人やNPO法人をはじめとする新規参入が拡大しており、現に介護サービスを提供し介護報酬の請求が行われている介護サービス事業所は、既に全国で12万ヶ所を超えるまでに増加している。このように量的拡大とともに多様化が進んでいる中で、全ての介護サービス事業所を対象とした「介護サービス情報の公表」を進めることは、利用者の選択の支援のみならず、多様なサービス提供主体から提供されるサービスの質を確保していく上でも有効に機能することが期待される。
- 多様なサービス提供主体には、営利・非営利をはじめとするそれぞれの目的に応じた行動原理がある。しかしながら、公的財源で支えられた介護保険市場に参入する事業者には、介護保険制度の基本理念の下で利用者に選択されることを通じた競争の中で、サービスの質の向上が求められる。
介護保険サービスの質は、高齢者の自立支援に資する利用者本位のサービスであることである。利用者は、介護サービス事業所における当該情報を入手し、適切に介護サービス事業所を

選択することが求められる。こうした利用者の選択（自己決定）を適切に機能させることで、介護サービス事業所においてはサービス改善への取組みが促進され、利用者の支持を得るためのサービスの質による競争が機能することにより、介護サービス全体の質の向上が期待される。

「介護サービス情報の公表」は、このことをサービス提供の現場において保障するため、公表情報の標準化と情報の公表のルール化を進めるものであり、介護保険制度を支えるサブシステムとして機能することが期待される。

- 介護保険制度では、既に市町村（保険者）において、保険料の算定、介護保険事業計画の策定などを通じて積極的な情報公開が進められている。これまで、介護サービス事業所が自らのサービスに関する情報を利用者に公表することは、事業所の裁量に委ねられてきた。今後、公的財源で支えられた介護保険制度において、介護サービス事業所の「介護サービス情報の公表」の徹底を図ることは、サービス提供における透明性を確保することであり、利用者のみならず被保険者ひいては国民全体から、介護保険制度に対する信頼を高めることにも寄与することが期待される。
- 「介護サービス情報の公表」は、利用者によるサービスの選択を実効あるものとするために、標準化された情報を公表する仕組みであり、情報の公表の過程において一定の事業所調査は行われるもの、介護サービス事業所のサービス改善に直接寄与する「サービスの第三者評価」や、指定基準の遵守状況等を確認する「指導監査」とは、その目的や手法が異なるものである。

- 「介護サービス情報の公表」は、利用者と介護サービス事業所との間の情報の格差を縮め、多様な介護サービス事業所の比較検討を可能とするために、全ての事業所のサービス提供に係る標準化された情報を公表する仕組みである。こうした仕組みの構築により、介護保険制度の下では、全ての介護サービス事業所についての基礎的な情報を国民が共有できることとなる。このように、「介護サービス情報の公表」は介護サービスの情報の基盤として機能することが期待される。